

構造改革特別区域法施行規則（平成十五年三月二十日内閣府令第十一号）

一部改正 平成十九年三月三十一日内閣府令第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項、第六条第一項及び第三十八条の規定に基づき、構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

平成十五年三月二十日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

構造改革特別区域法施行規則

（構造改革特別区域計画の認定の申請）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図

二 規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

三 構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書

四 法第四条第三項の規定により聴いた意見の概要

五 法第四条第四項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

六 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

(構造改革特別区域計画の変更の認定の申請)

第二条 法第六条第一項の規定により構造改革特別区域計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に前条各号に掲げる図書のうち当該計画の変更に伴いその内容が変更されるものであつてその変更後のものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第三条 法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二 規制の特例措置の適用の開始の日の変更であつてその変更が六月以内のもの

三 前二号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更
(訓令又は通達に関する措置)

第四条 法附則第五条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域基本方針(法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。)に定める訓令又は通達の特例に関する措置の適用を受けようとする場合に法第四条第一項及び法第六条第一項の規定に準じて行う手続は、前三条の規定に準ずるものとする。

附 則

この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十一日内閣府令第三十三号)

この府令は、公布の日から施行する。

様式第 1（第 1 条関係）

構造改革特別区域計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

構造改革特別区域法第 4 条第 1 項の規定及び同法附則第 5 条に規定する措置に基づき、
構造改革特別区域計画について認定を申請します。

注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

- 2 法第 4 条第 1 項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同法附則第 5 条に規定する措置」の文字を、法附則第 5 条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第 4 条第 1 項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
- 2 構造改革特別区域の名称
- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 5 構造改革特別区域計画の意義
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 8 特定事業の名称
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
 - 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
 - 4 特定事業の内容
 - 5 当該規制の特例措置の内容
- 注 特定事業ごとに作成すること

様式第2（第2条関係）

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第5条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

3 法第6条第1項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第5条に規定する措置」の文字を、法附則第5条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第6条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。